

旧学校施設利用上の注意

- 1 利用団体の責任者は、利用の開始及び終了の際必ず各施設の管理者に届け出てください。
- 2 施設の管理者の指示に従ってください。
- 3 指定された施設以外に立入らないでください。機械警備をしている施設の場合はセンサーが作動することがありますので、特にお子様連れの方は注意をお願いします。
- 4 設備・用具は破損しないようにしてください。破損した場合は、弁償していただくことがあります。
- 5 施設を気持ち良く使っていただくため、利用にあたっての準備、後片付け、清掃、ごみの持ち帰りなどは、利用者の責任でお願いします。また、危険物の持込み、火器利用、活動時に必要な水分補給以外の飲食、私物の放置などの行為は禁止です。
- 6 会議室等を使用した場合は、机、椅子などを元通りに整理してください。
- 7 学校敷地内禁煙を厳守してください。学校施設外であってもご遠慮ください。区条例で歩行喫煙は禁止されています。
- 8 車の利用はご遠慮ください。施設近隣への路上駐車は絶対にしないでください。
- 9 利用に当たっては、事故が起きないように十分に注意してください。万が一、事故が発生した場合は皆さんで迅速かつ適切な処置をしてください。また必要に応じて、施設の管理者または学校施設開放係にご連絡ください。なお、利用者の故意・過失による事故の責任は、利用者によっていただきます。
- 10 利用時間を守ってください。この利用時間は、事前準備や後片付けを含めた時間です。終了時刻までに学校敷地から退出をお願いします。特に、夜間の利用終了後は速やかに近隣の迷惑にならないよう静かにお帰りください。
- 11 団体の構成員以外の方の利用は禁止します。
- 12 団体の責任者は、この「旧学校施設利用上の注意」について、利用者全員に必ず周知してください。
- 13 旧学校施設を利用できるのは、事前に申請した団体です。利用団体が無断で利用枠を譲り渡すことは、条例で禁止されています。違反した場合は、登録抹消の対象となります。